

農地の賃借料情報の提供の概要

1 はじめに

改正農地法が平成 21 年 12 月 15 日に施行されたことにより、標準小作料制度が廃止されました。これに伴い、従来の標準小作料は効力を失い、今後新たな標準小作料が示されることもありません。

その代わりに、改正農地法第 52 条の規定により、農業委員会が農地の賃借料情報の提供を行うことになりました。

2 賃借料情報提供の概要

過去 1 年間に契約された賃借料を集計し、平均額、最高額及び最低額を公表します。

(1) 区分

作付作物の区分は、田（水稻）と畑（普通畑）です。

地域は愛西市全域です。

(2) 賃借料データの収集

収集の対象となるのは、令和 6 年 1 月から令和 6 年 12 月までに、農地法 3 条申請（賃貸借権）及び農用地利用集積計画（利用権設定）によって賃貸借された農地の賃借料のデータを収集しています。

なお、賃借料の発生しない使用貸借（無償）については、収集の対象には含まれておりません。

(3) 賃借料水準の算出

賃借料の水準（平均値、最高額、最低額）を算出するにあたり、平均に比べて著しく高額あるいは低額の賃借料の情報は、特殊な取り引きに係るデータとして集計から除いています。

3 お願い

農業委員会が提供する賃借料情報は、あくまでも過去において実際に取り引きされた賃借料のデータを整理したものです。

このため、農地の貸し借りをされる際には、賃借料情報を目安としつつ、水稻の収穫量や圃場条件等を踏まえたうえで、最終的には当事者間の話し合いにより賃借料を決めていただくようお願いいたします。

愛西市賃借料情報（令和6年分）

令和6年1月から令和6年12月までに締結（公告）された賃借料情報（10aあたり）は、以下のとおりとなっております。

令和7年1月

愛西市農業委員会

1 田（水稻）の部

（単位：円）

締結（公告） された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数	備考
愛西市全域	3,500円	20,000円	3,000円	1,480	使用貸借（無償）のデータは 0件

2 畑（普通畑）の部

締結（公告） された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数	備考
愛西市全域	6,700円	27,028円	5,000円	52	集計に含まれない 使用貸借（無償） のデータは 69件

1 賃借料の算出にあたっては、賃貸借（有償）における賃借料データのみを収集の対象としており、使用貸借（無償）のデータは含まれていない。

ただし、参考として、使用貸借（無償）のデータ数を備考欄に示した。

2 データ数は、集計に用いた筆数である。

3 賃借料を物納（水稻）としている場合は、60kg当たり16,600円に換算している。

4 金額は、算出結果を四捨五入し100円単位としている。